

1 事業名

所沢市立児童クラブ条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市立第二所沢児童クラブ及び所沢市立山口児童クラブの移転に伴い、
所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても施設を移転する場合には、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第58号 所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

別表（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢市立第二所沢児童クラブ	所沢市元町7番37号
略	
所沢市立山口児童クラブ	所沢市大字山口1550番地
略	

別表（第2条関係）

名称	位置
略	
所沢市立第二所沢児童クラブ	所沢市星の宮一丁目6番12号
略	
所沢市立山口児童クラブ	所沢市大字山口1981番地の <u>1</u>
略	